

新潟市地籍調査事業推進委員に関する要綱

平成 17 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国土調査法（昭和 26 年 法律第 180 号）に基づく地籍調査事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るために委嘱する地籍調査事業推進委員に関して必要な事項を定めるものとする。

(地籍調査事業推進委員)

第 2 条 市長は、地籍調査事業実施中の計画区の集落・自治会の市民の中から、次に掲げるとおり地籍調査事業推進委員（以下「委員」という。）を委嘱することができる。

新潟市江南区地籍調査推進委員

新潟市秋葉区地籍調査推進委員

新潟市南区地籍調査推進委員

新潟市西蒲区地籍調査推進委員

2 委員の数は、各区における事業の実施状況を勘案し各区の担当課長が定める。

(市への協力)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる事項について市に協力する。

- (1) 事業の趣旨の普及及び宣伝に関すること。
- (2) 事業実施における地元の調整に関すること。
- (3) 事業実施における境界紛争の円満な解決に関すること。
- (4) 前各号のほか事業の実施上必要なこと。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該委員が属する計画区の事業の行われる期間とする。

(委員謝礼)

第 5 条 委員謝礼の金額は予算で定める。

(委任)

第 6 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。